

# 社会福祉法人共生 法令遵守規程

## (目的及び適用範囲)

第1条 社会福祉法人共生（以下、(法人) という。）が運営する全ての事業について、法令を遵守し、適正に業務を遂行することで、利用者の権利を擁護し、質の高いサービス提供を目指すとともに、法人に対する社会的な信頼を向上させることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 法人が行う全ての事業を適正に行うために、以下を法人の基本方針とする。

- ① 事業を行うに際しては、法令を遵守し、違法行為は行わないものとする。
- ② 法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。
- ③ 法令遵守責任者は、副法令遵守責任者と連携し、適正な事業運営を確保する。

## (法令遵守責任者及び副法令遵守責任者)

第3条 法令遵守責任者は、理事長とする。

2 副法令遵守責任者は、法人事務局長及び事業所の管理者とする。

## (コンプライアンス委員会の設置)

第4条 法人が運営する事業所が法令を遵守し、適正に業務を遂行するため、法人の「経営会議」に「コンプライアンス委員会」を設置するものとする。

2 「コンプライアンス委員会」は、法令遵守責任者、副法令遵守責任者及び理事長が必要と認める職員で構成する。

## (法令遵守責任者の業務)

第5条 法令遵守責任者は、法人が運営する事業所が法令遵守に努め、業務が適正に遂行されるよう理事会と連携し、以下の業務を行うものとする。

- ① 法人及び事業の組織体制に関する提案
  - ② 法令遵守に関する本規程の制定及び改定
- 2 法令遵守責任者は、必要に応じて「コンプライアンス委員会」を開催し、各事業所の業務遂行状況を法令遵守の観点から確認するものとする。

## (事業所管理者の役割)

第6条 事業所の管理者は、各事業部門の責任者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

2 事業所の管理者は、自らが責任を担う事業が法令を遵守しているか、必要に応じて法令遵守責任者に報告するものとする。

3 事業所の管理者は、職員が法令を遵守し、適正に業務を遂行するよう必要な指示命令をするも

のとする。

4 事業所の管理者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

(職員の責務)

第7条 職員は第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

2 職員は、専門職としての職業倫理を身につけ、また、関係府令を遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。

3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、事業所の管理者または法令遵守責任者に報告しなければならない。

(教育及び研修)

第8条 第6条第4項に定める研修は、事業所の管理者が行うとともに、法令遵守責任者も必要に応じて企画し、実施するものとする。

(処分)

第9条 法令違反する行為を行った職員は、職員就業規則第45条に基づき懲戒されるものとする。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。